

令和 2 年 6 月 8 日 開 会

①

# 令和 2 年第 2 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

## 令和 2 年第 2 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第 88 号議案 令和 2 年度茨城県一般会計補正予算（第 3 号）	1
第 89 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	5
第 90 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	6
第 91 号議案 茨城県県税条例等の一部を改正する条例	7
第 92 号議案 茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	12
第 93 号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	13
第 94 号議案 覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	14
第 95 号議案 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	16
第 96 号議案 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	17
第 97 号議案 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例	18
第 98 号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）北沢トンネル本体工事（その 1））	19
第 99 号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）北沢トンネル本体工事（その 2））	20
第 100 号議案 工事請負契約の変更について（湊大橋橋梁上部工事（その 3））	21
第 101 号議案 損害賠償の額の決定について	22
報告第 3 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について	23

予 算

## 第88号議案

### 令和2年度 茨城県一般会計補正予算（第3号）

令和2年度茨城県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,008,085千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,271,547,670千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		142,985,048 <sup>千円</sup>	3,994,159 <sup>千円</sup>	146,979,207 <sup>千円</sup>
	1 国庫負担金	51,200,295	471,132	51,671,427
	2 国庫補助金	88,875,118	3,523,027	92,398,145
12 繰入金		40,715,166	1,013,926	41,729,092
	2 基金繰入金	33,606,907	1,013,926	34,620,833
歳入合計		1,266,539,585	5,008,085	1,271,547,670

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保健福祉費		222,399,874 <sup>千円</sup>	3,682,849 <sup>千円</sup>	226,082,723 <sup>千円</sup>
	1 厚生総務費	114,835,717	21,035	114,856,752
	2 生活保護費	5,514,307	15,048	5,529,355
	3 児童福祉費	43,324,376	321,319	43,645,695
	4 障害福祉費	26,948,877	206,589	27,155,466
	5 保健所費	2,037,171	15,930	2,053,101
	6 医薬費	10,263,564	18,903	10,282,467
	8 公衆衛生費	14,430,305	3,084,025	17,514,330
7 農林水産業費		49,894,748	314,888	50,209,636
	1 農業費	18,586,692	200,000	18,786,692
	2 畜産業費	3,131,935	114,888	3,246,823
8 商工費		173,588,313	121,440	173,709,753
	4 観光物産費	2,189,537	121,440	2,310,977
11 教育費		275,295,968	188,908	275,484,876
	1 教育総務費	55,848,805	188,908	56,037,713
15 予備費		1,300,000	700,000	2,000,000
	1 予備費	1,300,000	700,000	2,000,000
歳出合計		1,266,539,585	5,008,085	1,271,547,670

条例・その他

## 第89号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

付則に次の2項を加える。

- 13 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の病原体に汚染され、又は汚染されたおそれがある施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、保健衛生業務手当を支給する。この場合において、第11条の規定は適用しない。
- 14 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第90号議案

### 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の346の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同表の348の項中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の346の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

# 第91号議案

## 茨城県県税条例等の一部を改正する条例

(茨城県県税条例の一部改正)

第1条 茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第42条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第43条の3第2項第2号中「第23条第1項第9号」を「第23条第1項第10号」に改める。

第69条第2項中「規則で定める」を「施行規則第9条の6第1号から第9号までに掲げる事項を記載した」に改める。

第129条に次の1項を加える。

2 狩猟税の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して狩猟者の登録の申請を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該狩猟者の登録に係る狩猟税を普通徴収の方法により徴収するものとし、その納税通知書の様式は、規則で定める。

第130条第1項中「狩猟税」の次に「(前条第1項に規定する証紙徴収の方法により納付するものに限る。以下この条において同じ。)」を加え、「はる」を「貼る」に改め、同条第2項中「第127条第1項第2号」の次に「又は第4号」を加え、同条第4項中「はつた」を「貼つた」に改める。

第132条の見出し中「納期」を「納期等」に改め、同条中「第129条ただし書」を「第129条第1項ただし書及び第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第130条第2項の規定は、狩猟税（第129条第2項に規定する普通徴収の方法により納付するものに限る。）の納税者が第129条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して狩猟者の登録の申請を行う場合において、当該納税者が第127条第1項第2号又は第4号に掲げる者であるときについて準用する。この場合において、第130条第2項中「前項の書類とともに」とあるのは、「前条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して狩猟者の登録の申請を行つた後速やかに」と読み替えるものとする。

第133条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により狩猟税の減免を受けようとする者は、第129条第1項に規定する証紙徴収の方法により納付する狩猟税の減免の場合には狩猟者の登録の申請前に、同条第2項に規定する普通徴収の方法により納付する狩猟税の減免の場合には納期限までに、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

付則第17条の10第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第28条中「第46項」を「第63項」に改める。

付則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続等)

第35条 法附則第59条第2項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、施行令附則第37条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書に、同条第2項各号に掲げる書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 第19条の2第7項及び第8項の規定は、法附則第59条第2項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第36条 法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第41条の13

の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第60条第1項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第41条の13の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第41条の11第1項及び第41条の13の2第2項の規定の適用については、第41条の11第1項中「1年6月以内、同項第2号」とあるのは「当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第41条の13の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、前条第3項第2号」と、「から6月以内」とあるのは「から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで」と、第41条の13の2第2項中「6月以内」とあるのは「同項の耐震改修の日後6月以内の日まで」とする。

第2条 茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第17条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条第9項中「第5項、第7項」を「第4項、第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

第22条第5項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第22条の2第4項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

第22条の3第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第24条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第34条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項を削る。

第39条の2第1項第2号中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改める。

第40条の2第3項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、同条第4項中「第4条の8及び第152条第1項」を「第4条の4及び第152条第3項」に改める。

第40条の4第1項中「若しくは個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。

第42条の3第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

付則第5条第1項中「第7項」を「第6項」に改め、同条第2項中「、第4項及び第6項」を「及び第5項」に改める。

付則第5条の2第1項中「、第4項及び第6項」を「及び第5項」に改める。

付則第15条中「及び各連結事業年度分の法人税割」を削る。

付則第16条第1項中「第23条第1項第4号の5ホ」を「第23条第1項第4号の2ハ」に改め、「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第2項中「、第36条の規定により」、「の申告書を提出するものにあつては同項」及び「、同条第4項の申告書を提出するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該個別帰属法人税額に係る連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第7項中「法第52条第4項に規定する政令で定める」を「施行令第8条の5第1項に規定する」に改め、同条第8項中「法第52条第5項に

規定する政令で定める」を「施行令第8条の5第2項に規定する」に改め、同条第9項を削る。

付則第36条中「附則第60条第1項」を「附則第62条第1項」に改め、同条を付則第38条とし、付則第35条の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第36条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち知事が指定するものについての同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(次項において「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄(次項において「県払戻請求権放棄」という。)を同条第1項に規定する指定期間(次項において「指定期間」という。)内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に県放棄払戻請求権相当額の第25条の3第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(第25条の3第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。

3 知事は、第1項の規定により指定したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第37条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年茨城県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、茨城県県税条例第22条の3第1項第2号の改正規定を削る。

付則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

(茨城県森林湖沼環境税条例の一部改正)

第4条 茨城県森林湖沼環境税条例(平成19年茨城県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

第3条第1項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中茨城県県税条例第43条の3第2項第2号及び第69条第2項の改正規定並びに同条例付則第17条の10第2項及び第28条の改正規定並びに同条例付則に2条を加える改正規定、第3条の規定並びに第4条中茨城県森林湖沼環境税条例第2条第2項の改正規定及び同条例第3条第1項の改正規定(「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める部分に限る。)並びに付則第8条の規定 公布の日

- (2) 第1条中茨城県県税条例第129条に1項を加える改正規定、同条例第130条第1項、第2項及び第4項並びに第132条の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに同条例第133条第2項の改正規定 令和2年9月1日
- (3) 第1条（前2号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び付則第5条の規定 令和2年10月1日
- (4) 第2条中茨城県県税条例第22条の3第1項第2号及び第24条の改正規定並びに同条例付則第36条の改正規定及び同条を同条例付則第38条とし、同条例付則第35条の次に2条を加える改正規定並びに次条及び付則第7条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第2条中茨城県県税条例第42条の3第2項ただし書の改正規定及び付則第6条の規定 令和3年10月1日
- (6) 第2条（前2号及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び第4条（第1号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに付則第3条及び第4条の規定 令和4年4月1日
- (7) 第2条中茨城県県税条例第22条第5項並びに第39条の2第1項第2号及び第3項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第2条 前条第4号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例（付則第7条及び第8条において「3年新条例」という。）第22条の3第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第24条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第3条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第6号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例（次条において「4年新条例」という。）及び同号に掲げる規定による改正後の茨城県森林湖沼環境税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「6号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項及び次条において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項及び次条において同じ。）が6号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、6号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び6号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、付則第1条第6号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例（次条において「4年旧条例」という。）及び同号に掲げる規定による改正前の茨城県森林湖沼環境税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、6号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、6号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（県たばこ税に関する経過措置）

第5条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 付則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

第7条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下この条において「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第161号)附則第2条第1項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、3年新条例付則第36条の規定を適用することができる。

(準備行為)

第8条 知事は、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(第3項において「4号施行日」という。)前においても、3年新条例付則第36条第1項の規定の例により、指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3 第1項の規定による指定は、4号施行日において、3年新条例付則第36条第1項の規定による指定とみなす。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第92号議案

### 茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例（平成5年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1グラウンドの項の次に次のように加える。

サブグラウンド	午前9時から正午まで	10,570円	148,590円
	正午から午後5時まで	17,540円	
	午後5時から午後10時まで	17,540円	
	午前9時から午後10時まで	45,530円	
	超過料金（1時間までごとに）	3,810円	

#### 付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第93号議案

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成28年茨城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項事務の欄及び9の項事務の欄中「に在学」を「又は高等学校の専攻科に在学」に改め、同表に次のように加える。

10 県教育委員会	県が設置する高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
-----------	--

別表第2の1の項特定個人情報情報の欄第6項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（茨城県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

2 茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「に在学」を「又は高等学校の専攻科に在学」に改める。

別表第2教育委員会の項事務の欄第4項中「に在学」を「又は高等学校の専攻科に在学」に改め、同欄中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次のように加える。

5 県が設置する高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第94号議案

### 覚せい剤取締法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表11の15の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項第25号中「第30条の6第3項」を「第30条の6第4項」に改め、同項中第31号を第33号とし、第30号を第32号とし、同項第29号中「第30条の14」を「第30条の14第1項」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(30) 法第30条の14第2項の規定による届出の受理及び知事への送付

(31) 法第30条の14第3項の規定による届出の受理及び知事への送付

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の106の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の經由手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の經由手数料」に改め、同表の107の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤施用機関」を「基づく覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に改め、同表の108の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤研究者」を「基づく覚醒剤研究者」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に改め、同表の109の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤原料取扱者」を「基づく覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に改め、同表の110の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤原料研究者」を「基づく覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同表の111の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付の經由手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付の經由手数料」に改め、同表の112の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者」を「基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付手数料」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付手数料」に改める。

(茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部改正)

第3条 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第32条中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(茨城県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第4条 茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」

を「覚醒剤原料」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(茨城県証紙条例の一部改正)

2 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第120項及び第121項を次のように改める。

120 覚醒剤製造業者等指定関係手数料

121 覚醒剤原料輸入業者等指定関係手数料

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第95号議案

### 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する 条例

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第80号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 県道の構造の技術的基準（第3条—第42条）」を「第2章 県道の構造の技術的基準（第3条—第42条）」  
第3章 指定区間外の国道及び県道に係る沿道区域の  
に、「第3章」を「第4章」に、「第43条」を「第44条」に、「第4章」を「第5章」に、「第44条」  
指定の基準（第43条）」  
を「第45条」に、「第5章」を「第6章」に、「第45条」を「第46条」に改める。

第1条中「第30条第3項」の次に「第44条第1項」を、「技術的基準」の次に「指定区間外の国道及び県道に係る沿道区域の指定の基準」を加え、「寸法及び」を「寸法並びに」に改める。

第45条を第46条とする。

第5章を第6章とする。

第44条を第45条とする。

第4章を第5章とする。

第43条を第44条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

#### 第3章 指定区間外の国道及び県道に係る沿道区域の指定の基準

第43条 法第44条第1項（法第91条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する条例で定める基準は、道路の構造に及ぼすべき損害の予防又は道路の交通に及ぼすべき危険の防止の観点から特に必要なものとして規則で定める場合を除き、法第44条第1項に規定する指定をしようとする区域が道路の各一側についてその幅員の2.5倍を超えない範囲内であることとする。ただし、当該区域が道路の各一側について幅20メートルを超えるときは、道路の各一側について幅20メートルであることとする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第96号議案

### 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第41条第1項及び第3項中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第42条第1項中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第43条中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に、「第112条第10項本文」を「第112条第11項本文」に改める。

第44条第1項第1号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第46条の2中「第112条第19項」を「第112条第20項」に、「同条第20項」を「同条第21項」に改める。

第46条の4を次のように改める。

（災害危険区域）

第46条の4 法第39条第1項に規定する災害危険区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
  - (2) 出水による危険の著しい区域として知事が指定した区域
- 2 知事は、前項第2号の区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村の長及び河川法（昭和39年法律第167号）第7条に規定する河川管理者の意見を聴かなければならない。
  - 3 知事は、第1項第2号の区域を指定するときは、当該区域を告示するとともに、当該区域を公衆の縦覧に供しなればならない。
  - 4 知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。
  - 5 第1項第2号の区域の指定は、第3項の規定による告示によりその効力を生ずる。
  - 6 第2項から前項までの規定は、当該区域を変更し、又は廃止する場合について準用する。
  - 7 市町村の長は、当該市町村の区域内において、出水による被害を受けるおそれがあると認めるときは、知事に対し、第1項第2号の区域の指定について申し出ることができる。

第46条の5中「前条」を「前条第1項」に、「崩壊防止工事の施工により」を「崩壊防止工事等の施工により、規則で定める基準に適合するものとして」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前条第1項第2号の区域において、規則で定める建築物（住居の用に供するものを除く。）を建築する場合には、規則で定める基準に適合すると知事が認めるものとしなければならない。
- 3 前条第3項の規定により災害危険区域として指定された際に当該区域内に存する建築物（官公庁施設その他の施設であつて規則で定めるものに限る。）の所有者又は管理者は、当該建築物の改築、移転その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第46条の7第1項中「条例」の次に「（第4章の4（第46条の4第1項第2号に掲げる区域に係る部分に限る。）の規定を除く。）」を加える。

第48条の2第2項第2号中「第137条の14第3号ロ」を「第126条の2第2項第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 第97号議案

## 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1 茨城県立太田第一高等学校附属中学校の項の次に次のように加える。

茨城県立水戸第一高等学校附属中学校	水戸市三の丸3丁目
-------------------	-----------

別表第1 茨城県立鹿島高等学校附属中学校の項の次に次のように加える。

茨城県立土浦第一高等学校附属中学校	土浦市真鍋四丁目
-------------------	----------

別表第2 茨城県立勝田高等学校の項を削る。

別表第3中

茨城県立並木中等教育学校	つくば市並木四丁目	を に
茨城県立勝田中等教育学校	ひたちなか市足崎	
茨城県立並木中等教育学校	つくば市並木四丁目	

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（茨城県立勝田高等学校の存続に関する経過措置）

- 2 この条例による改正前の茨城県県立学校設置条例別表第2に規定する茨城県立勝田高等学校は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第2の規定にかかわらず、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該高等学校に在学する者（施行日から令和8年3月31日までの間にこれらの者が属する学年に転入学し、編入学し、又は再入学した者を含む。）が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第98号議案

### 工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
国補地道 第29-03-339-Z-001号 一般国道461号 (仮称)北沢トンネル 本体工事(その1)	随意契約	既請負 契約金額	2,230,318,800 <sup>円</sup>	水戸市吉沢町311番地1 株木・根本・珂北特定建設工事共同企業体 代表者 株木建設株式会社 取締役社長 株木 康吉 代理人 茨城本店常務執行役員本店長 黒江 俊郎
		今回増減 (△)額	49,280,000	
		計	2,279,598,800	

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第99号議案

### 工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
国補地道 第29-03-339-Z-002号 一般国道461号 (仮称)北沢トンネル 本体工事(その2)	随意契約	既請負 契約金額	2,229,087,600 <sup>円</sup>	水戸市三の丸一丁目4番73号 三井住友・岡部・日興特定建設工事共同企業体 代表者 三井住友建設株式会社 代表取締役社長 新井 英雄 代理人 茨城営業所所長 背黒 要
		今回増減 (△)額	265,650,000	
		計	2,494,737,600	

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 100 号議案

### 工事請負契約の変更について

下記により，工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
国 補 地 道 第 29 - 03 - 637 - Z - 003 号 一 般 国 道 245 号 湊 大 橋 橋梁上部工事（その 3）	随意契約	既 請 負 契約金額	430,421,040 <sup>円</sup>	神栖市砂山16番地 5 株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役社長 齊藤 功
		今 回 増 減 (△) 額	101,090,000	
		計	531,511,040	

令和 2 年 6 月 8 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第 101 号議案

### 損害賠償の額の決定について

中央病院で発生した手術時の医療行為に係る事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 35,000,000円

2 損害賠償の相手方

常陸太宮市 個人

3 事故発生の日時及び場所

平成29年11月1日（水）午後3時頃

笠間市鯉淵6528番地中央病院内

4 事故の概要

中央病院所属の職員が、上記場所において行った手術時の医療行為により、相手方に、後遺症を伴う神経根損傷を生じさせる損害を与えた。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報

告

## 報告第3号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記のとおり専決処分したので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき，報告する。  
原案承認されたい。

令和2年6月8日提出

茨城県知事 大井川 和彦

# 別 記

## 和解について

水戸警察署所属の小型特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

### 記

#### 1 和解の相手方

東茨城郡茨城町 個人

#### 2 和解の内容

(1) 平成30年9月25日（火）午後10時10分頃、東茨城郡茨城町大字長岡3317番地148地先町道上で発生した事故

#### (2) 事故の概要

水戸警察署所属の職員が、小型特種自動車を運転して出張途中、上記町道において、相手方所有の工作物に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 711,885円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年4月28日

茨城県知事 大井川 和彦